

「版権条例」「版権法」における雑誌の権利

浅岡邦雄

はじめに

近代日本における活字メディアに対する法規は、明治初年から基本上に新聞・雑誌については「新聞紙条例」（のち「新聞紙法」と、図書については「出版条例」（のち「出版法」）の二つの異なる実定法によって規制されていた。政府は、明治一〇年に「出版条例」を改正して取り締まりに特化し、著作の権利については新たに「版権条例」を制定し、それまで簡略すぎて実際上不都合な諸事項を大幅に改正した。

旧「著作権法」（明治三二年公布）が施行される以前の出版物に対する法整備については、これまで多くの先行研究があるわけではないが、その数少ない研究論稿において、雑誌の権利に関わる論及には種々の問題点がみられる。

在し得たのかどうかを種々の資料をもとに跡づける。さらに、明治二〇年前後の無断転載雑誌の実情に論及し、新たに公布された「版権条例」で定められた雑誌の権利の射程がどの範囲にまで及んでいたのか。また、その後の「版権法」（明治二六年公布）では、雑誌の権利はどのように拡張されたのかなど、雑誌の権利に焦点をあてて考察したい。論証の過程で、適宜先行研究の問題点を指摘しながら、旧「著作権法」施行以前、法規の整備にともない雑誌に付与されていく権利のプロセスを、時代特性などを考慮しながら検証していくこととする。

なお、引用文中の漢字は現行のものに改め、適宜句読点を補つた。

一、「版権条例」施行以前の雑誌

「新聞紙条例」「出版条例」は明治二年の制定以後なんどか改正を重ねたが、ここでは明治八年公布の「新聞紙条例」並びに明治一六

年の「新聞紙条例」、及び明治八年公布の「出版条例」を取り上げ、雑誌とその権利について確認しておこう。「雑誌」の文言が出版法規にはじめて登場するのは、明治八年「新聞紙条例」においてである。同条例では、

第一条 凡ソ新聞紙及時々二刷出スル雑誌雑報ヲ發行セントスル者ハ、持主若クハ社主ヨリ其ノ府県庁ヲ經由シテ願書ヲ内務省ニ捧ケテ允准ヲ得ヘシ。

とあり、明治十六年「新聞紙条例」でも「(前略) 時々二刷行スル雑誌雑報ノ類ハ皆此条例ニ依ル」(第一条)とある。他方、「出版条例」の第二条は次のように規定している。

第二条 図書ヲ著作シ、又ハ外國ノ図書ヲ翻訳シテ出版スルトキハ三十年間専売ノ權ヲ与フヘシ、此専売ノ權ヲ版權ト云フ。

但シ版權ハ願フト願ハサルトハ本人ノ随意トス。故ニ版權ヲ願フ者ハ願書ヲ差出シ免許ヲ請フヘシ。其願ハサル者ハ各人一般ニ出版スルヲ許ス。

ここに版權の語句がみえ、これを望む者には三〇年間「専売ノ權」を認めるとしている。版權を望む者は願書を提出して免許を得る必要があるから、権利付与の形は、現在で言う「方式主義」によるものであるが、図書においてはこの手続きにより「専売」の権利が得られたのである。

こうした法令条規をみると、版權と呼ぶ権利は図書にのみ取得が可能であつて、新聞⁽¹⁾、雑誌には権利が及ばないと考えられる。ここにあげた条例に言及する先行研究はすべてそのように解釈し、これが定説・通説といつても過言ではない。著作権法の専門家の間で

もこの解釈は動かないであろうし、筆者の管見の限りでも前述の解釈と異なる研究論稿を知らない。

明治二〇年六月、博文館が創刊した雑誌『日本大家論集』(以下『大家論集』と略記)は、他の雑誌から無断で論説を転載するその編纂手法が物議を醸し、批判を受けた。『大家論集』についてはあとでも言及するが、その批判のうちよく引用されるものに『出版月評』の一文がある。竹天堂主人執筆による「雑誌の抜取りを防ぐ事」がそれであるが、文中次の二節がある。

おもふに雑誌は、一二月前の分ハ未だ大に古しとハいハれす、反て田舎なとにてハ中々新しき方なるへし。さりとて書籍同様版權を取らんにも其都度手続をするもわづらはしきのみならず、原稿の都合によりてハ予しめ取揃へて版權願ひを出すなどしてハ間に合ハざることもあり⁽²⁾。

手続きは煩わしいが、雑誌も書籍同様に版權を取ろうとすれば取れる、と竹天堂主人は述べている。この一節を取り上げたある論者は「明治八年出版条例の下では、雑誌掲載論文について版權の保護があつたのだろうか」と疑問視し、また別の論者は「『出版月評』の編者の思い違いであつた可能性が大きい」、「勇み足」の批判につながつたとも推測される⁽⁴⁾と述べて、竹天堂主人の誤りとしている。前述したことく、当時の法令の条項をあてはめて解釈するならば、両論者の言う通りであろう。

ではあるが、当時のジャーナリストのなかで、雑誌も手続きすれば版權が取得できたとする認識は竹天堂主人ひとりのものではない。『版權条例』が施行された後、新聞各紙は改正・新設の五つの条例

について紙上に論評をかかげたが、明治二年一月六日・七日両日の『朝野新聞』社説は「五種の条例 第四版権・第五版権」を掲載し、冒頭五条例中「其注意の細密周到にして殆んど遺憾なきものは版権条例なり」としたうえで、後段に次のような一節がある。「是非まで時々刊行する雑誌類は普通の出版ものと同一の手段を為すに非されば、版権免許を得る能はず、實際上種々の不都合ありし」。竹天堂主人と同一趣旨の理解を述べている。前者『出版月評』は、政教社系の知識人によって発行された日本初の書評雑誌というべき雑誌であり、後者は当時五大新聞のひとつであった『朝野新聞』の社説での記述である（末広鉄腸の執筆かと推定される）。執筆者の誤解、思い違いと看過してよいものかどうか。如上の理解の正誤を確認してみる必要があろう。

まず、明治八年「出版条例」施行以降、二〇年「版権条例」施行までの間に、版権を取得した雑誌があつたか否かを検証してみなければならない。内務省は、明治九年七月『版権書目』を発行、一六年六月第二七号で廃刊、また明治一一年三月から『版権書目』と併行して『出版書目月報』を月刊で刊行した。前者が有版権図書と版権返納書の書目であるのに対し、後者は内務省に納本されたものを有版権之部と無版権之部とに大別し、一点一行で書名、大きさ、出版社、売価等々を記載したものである。『版権書目』を通覧すると、

『医事雑誌』（第一号）、『学藝叢談』（第九号）、『学藝志林』付録（第一三号）の掲載があり（括弧内は『版権書目』の号数）、この三誌は文部省刊『学術雑誌総合目録・和文編』に掲載されていること、国立国会図書館の目録でも雑誌としていることなどから、雑誌と見

なすことができる。『学藝叢談』『学藝志林』を実見すると、「版権免許」及び「版権所有」の記載がなされている。さらに時代を下つて明治十九年六月四日には『帝国大学紀要』も版権の所有が公告されている⁽⁵⁾。数はわずかではあるが、このように雑誌でも版権を取得している事例がみられる。したがつて、前引の『出版月評』『朝野新聞』記者の認識・理解は間違つてはいなかつたのである。おそらくこれらの雑誌は、図書と同様に発行のつど煩瑣な手続きを厭わず版権の取得をおこなつていたのであろうが、他の大半の雑誌はこうした煩瑣な手続きをすることはなかつたのであろう。

では、どうして当時の条例下でそのようなことが可能であつたのか。その間の事情を窺わせる興味深い記録がある。「出版条例」公布から四年ほどした明治一二年七月二八日に、北海道の開拓使から内務省図書局に宛てた照会がある。出版書式について三カ条不審があり質問したいので、「至急何分之御回答」を求めるものである。三カ条のうち問題としたいのは第三条である。

第三条 此ニ布達類ヲ編纂シ毎月一回出版スルモノアリ（官令同報ノ類）。右ハ出版条例ニ依リ毎号届出ル儀歟、或ハ毎月一回ノ雜報ニ付新聞紙条例ニ依リ差支ナキヤ。

これに対して内務省図書局は、翌八月九日に次の回答を送つてい る。

第三条 本条ハ、出版条例新聞紙条例孰レニテモ差支無之候得共、其記スル所ノ模様自然新聞紙ノ体裁ニ係ルモノハ新聞紙条例ニ準拠候様致度。尤出版条例ニ準拠候トモ遠隔ノ地ニテ毎号届出候ハ不都合モ可有之ニ付、何月ヨリ何月迄「大約隔二三箇

月】出版ト記シ、又冊数ヲ何冊ト記シ、一時ニ届出、出版ノ都度納本候テモ差支無之候。

この照会は直接版権に触れるものではないが、条例を制定した内務省当局は、逐時刊行の雑誌類の届け出は「新聞紙条例」「出版条例」のいずれにてもよいとの見解をとっていたのである。また、毎号の届け出が不都合なら二・三号分まとめて届け出て、刊行のつど納本してもよいとしているが、これは開拓使という遠隔地の官庁に対して便宜をはかるといった趣旨でもなく、民間発行の雑誌でも二・三号まとめて版権取得の届け出をしている例⁽¹⁾もある。

以上みたように、明治二〇年「版権条例」が施行されるまでは、新聞・図書に比較すると雑誌に対する内務省側の対応が曖昧・不明確の感は否めない。これは法規の不備と言えばそれまでだが、法規上において雑誌が新聞・図書に比して副次的位置にあつたことの反映とも言えよう。

二 無断転載雑誌の動向

無断転載雑誌とは、多種の雑誌・新聞から論説等を無断で転載し

て独立の雑誌として発行したものをおなが、一般に無断転載雑誌といふと博文館の『日本大家論集』が問題にされることが多い。『大家論集』以外無断転載雑誌が無かつたかのように。しかし、明治一〇年前後から新聞の論説・記事を転載して発行するものが登場⁽²⁾、『集論新聞』『新聞集誌』『新聞続物抜粹』『社説集誌』『論説集誌』『輿論日報』などがある。一方、雑誌の論説を無断転載した雑誌と

しては、由己社発行の『集合新誌』が明治一〇年一月に創刊されている。同誌は、『近時評論』『農業雑誌』や『花月新誌』等の雑誌から記事を無断転載したもので、まさに雑誌編纂方法においてのちの『大家論集』の原型ともいい得るものである。⁽³⁾

『集合新誌』のような編纂手法による雑誌はその後しばらく途絶えるが、明治一〇年前後になると、明治一六年「新聞紙条例」改正の影響もあって、保証金を必要としない学術雑誌の刊行が増加したことから無断転載雑誌が再び出現するようになる。

明治一九年八月、贊育社は『学藝雑誌』を創刊、持主・中島勝義は「緒言」で「此の学藝雑誌ハ、専ら学藝の理論及応用に関する学士大家の所説を掲げ、以て其進歩改良を促し、人をして賢明尊貴ならしめ、國をして富強文明ならしめんと欲する者なり」とその趣旨を述べている。同誌は「雑録」「雑纂」「雑報」から構成され、「雑録」は、社員または社友の意見、学士・大家に依頼した論説等を掲載し、「雑纂」には内外新聞雑誌等に掲載された学藝に関する有益な論説・談話を探録し、「雑報」へは専ら学藝に関する奇事新報を集録するとしている。初めは「雑録」「雑纂」掲載の論説は半々であつたが、漸次他雑誌からの転載が増加していく。

以後、贊育社発行の雑誌の変遷を簡単に触れておくと、『学藝雑誌』は明治一〇年五月に『内外学藝⁽¹⁰⁾』と改題、一号を刊行しただけでもとの贊育社が刊行する『教育雑誌』に合併され、『教育雑誌』は明治一〇年一〇月から『学藝之世界』と改題、半年で『知識之戰場』(明治一〇年二月創刊)に合併と実に目まぐるしく統廃合している。こうした変遷は、雑誌販売が思わしくなかつたことによる

ものだろうが、明治二〇年一二月から『知識之戰場』を創刊したのは、おそらく博文館の『大家論集』成功に刺激されたところもある。『緒言』の一節はこう述べている。

吾人ハ曾てその主旨を以て「學藝雜誌」なる者を發行したるが、事由ありて一旦これを停刊したり。頃日これに類似したる二三の集録雜誌なる者世に出づ。これを閱するに、毫もその選抜に力を用うる所なく、止た大家の名あるものを雜載しその名を餌とし、以て其利を漁せむと欲すもの、如し。是れ所謂似て非なるもの、⁽¹⁾み。

本家は我なり、とでもいう自負と妬視とが筆致に窺えるのが興味深い。

博文館の『大家論集』が明治二〇年六月創刊して成功すると、たちまち同年八月京都で『第十九世紀學士論說集』、同年一二月前述の『知識之戰場』、翌年四月『社會之顯象』と類似雜誌が世に出るが、『大家論集』を除いていずれも早々に姿を消していく。

ところで、「版權条例」と博文館の『大家論集』との関係で今でも誤った記述⁽¹²⁾を見ることがある。それは二点あって、ひとつは、

『大家論集』の編纂手法に対する批判から「版權条例」が制定されたとするもの。いまひとつは、「版權条例」が公布されたために『大家論集』のような無断転載ができなくなつたとするものである。前者については、次の二点の理由により誤りである。

①『大家論集』の創刊は明治二〇年六月一五日、その編纂手法に対する批判が他の誌紙に掲載されるのは同年一〇月一月である。ここから問題が表面化して「版權条例」の制定に至つたとするなら

ば、同条例はわずか一、二カ月で作られたことになる。「版權条例」は他の改正・新設の四条例と同日に公布されたもので、特に「版權条例」は「出版条例」の改正とも連動する条項があるのだから、五条例がわずか一、二カ月の短期間で制定できる筈のものではないこと。⁽²⁾もし仮に『大家論集』のために制定されたのであるとするならば、「版權条例」の中に同誌の編纂手法を禁じる条項が存在しなければならないが、そうした条項はなく（当然制限は加わつたが）、「版權条例」公布以後も『大家論集』は無断転載をやめてはいること。⁽³⁾当時の新聞報道によれば、条例の改正作業は、遅くとも明治一九年の後半から始められており、その時点では『大家論集』は存在していないこと。

なお以上の理由のほかに、これまでまったく論及されることなかつたが、条例制定作業当時別の転載問題があつたのである（次節で詳論）。後者の問題についても次節で述べることにする。このように「版權条例」の制定は、『大家論集』の無断転載問題とはまったく関係なくおこなわれていたのである。

三、「版權条例」における雑誌の権利の範囲

明治二〇年一二月二八日という押し詰まつた時期に、「版權条例」をはじめ新設・改正の五つの条例が同時に公布された。ここでは、「版權条例」中雑誌の権利に関するものだけを取り上げて検討してみることにする。まず、雑誌に付与された権利の範囲がどのようなものであったかを整理してみよう。一部「出版条例」とも連動する

ので、「版権条例」の条項は（版）、「出版条例」の条項は（出）と略記する。

①雑誌でも「学術技芸ニ関スル事項ヲ記載スルモノ」は出版条例に依つて刊行することができ（出第二条但書）、雑誌も一部版権の保護が得られるようになつた（版第三条）。

②上記雑誌は版権登録の手続きを省略することができた（版第一条二項）。

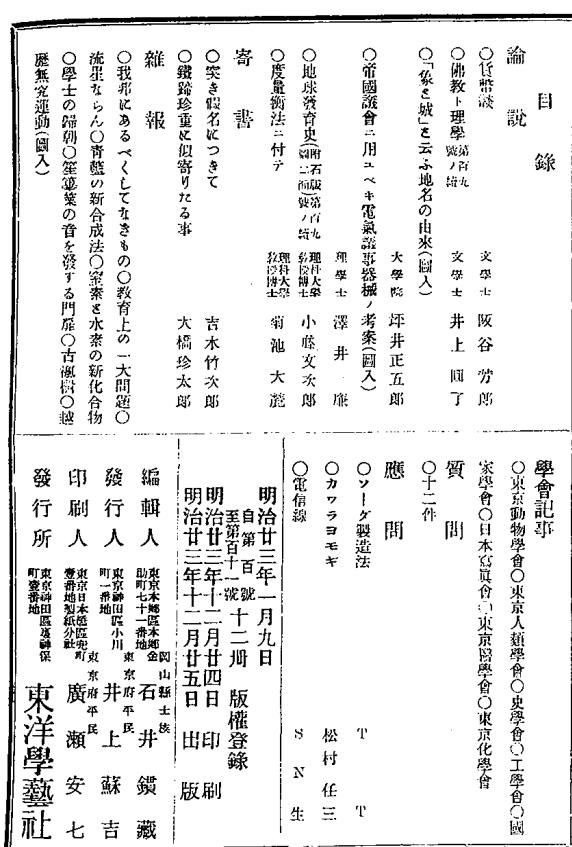
③版権の取得ができない新聞、雑誌（新聞紙条例によるもの）でも、二号以上の論説、記事、または小説（一号だけでも）は、編集者の許諾がなければ、二年以内に他人が図書として出版することができなくなつた（版第一五条一項）。

④版権取得の雑誌から無断で転載したものに損害賠償の請求ができるようになつた（版第一六条）。

順を追つて検討してみよう。①は、すべての雑誌に版権の保護が付与されたのではなく、学術・技芸に関する雑誌のみが登録手続きをすれば版権が得られた。そのため政治・時事を掲載する雑誌には、いまだ版権取得の道は認められなかつた。

②は、雑誌のように逐次刊行するものの手続きが省略できたとするのは、以下のような方法によつて、刊行のつどの手続きを省略することができたのである。実例をあげてみよう。図版は、『東洋学藝雑誌』が明治二三年一月九日に一〇〇号から一一号、つまり一年分の版権登録をしている例である。版権登録するためには「六年分の定価」にあたる金額の納入が必要（版第三条）であるから、同誌は一月に七円二〇銭（同誌の定価一〇銭×六×一一=七円二〇銭）

を納入して、一年分の版権登録を済ませてゐるのである。また、『六合雑誌』の場合は、明治二年六月八日に年内に発行予定の七号分、第九〇号から第九六号までの版権を取得している。¹³⁾ 同誌は、まとめて四円二〇銭（同誌定価一〇銭×六×七=四円二〇銭）の登録手数料を納入したのである。



図版 『東洋学藝雑誌』の版権登録の事例

③の「版権条例」第一五条一項は、新聞・雑誌の権利に関するしばしば問題とされる条項であるが、着目すべきは後段の「刊行ノヨリ二年内ニ之ヲ編纂シテ一部ノ書ト為シ出版スルコトヲ得ス」の部分であろう。再度言うが、この条項は『大家論集』のような雑誌の刊行を禁じたものではない。一部の図書として出版することを禁

じたものである。⁽¹⁴⁾

前節で少しふれたように、「版権条例」制定作業当時、別の無断転載問題が惹起していたのである。そのひとつが、明治一九年六月刊行の福沢諭吉立案・中上川彦次郎筆記『男女交際論』である。

「男女交際論」は、明治一九年五月二六日から六月三日まで八回にわたって『時事新報』の社説として掲載されたもので、終了すると同月ただちに単行書として出版された。『出版書目月報』第一〇二号（明治一九年六月分）には、有版権之部に『男女交際論』は載る。同書の奥付には、「明治一九年五月二八日出版御届／同年六月出版／大分県士族／抜粋兼出版人 石川半次郎／東京日本橋区通三丁／目十一番地寄留」と記され、定価は金一四錢である。

それから僅か一ヶ月後の七月、「明治十九年六月廿四日出版御届／同年七月出版／大分県士族／抜粋兼原板人 石川半次郎／滋賀県平民／翻刻出版人 三好守雄／発兌人 高橋平三郎」（住所略）の奥付をもつ『男女交際論』が刊行される。さらに、広野仲助を発兌人とし、「男女交際論余論」を付して合本とし、七月二九日に届けられた『男女交際論』が合本定価二四錢で世に出る。この二種は東京での刊行だが、大阪においても、岡本直蔵を抜粋兼出版人とする同書が九月に出る。さらにその二ヶ月後の一二月には、『男女交際論俗解—付男女交際余論』と題するものを精文堂が出版。福沢の『男女交際論』発行から僅か半年もたたずに四種が売り出された。

『福沢諭吉全集』の解説では、これらを偽版としているが、それは誤解である。⁽¹⁵⁾ 福沢諭吉が明治初年、自著の偽版に対し積極的に処罰を望むべく行動したことはよく知られているが、もし仮にこの

四種の『男女交際論』が偽版であったのなら、さぞ福沢はこれら出版人等を訴えたであろうが、その気配がまったくない。まして、版権取得している書物でありながらである。では、福沢はなぜ訴え出なかつたのか。そうしなかつたのは、訴えることができなかつたからに他ならない。つまり、「一度新聞紙雑誌に掲載せしものは、抜粋し版権免許を受けて一部の書と為し之を発行するとも、他人の原文に就て之を編纂するを如何んともする能はざりし」ためであった。

「版権条例」第一五条二項では、二年を経過したものでも有版権のものに対しては編纂を禁じているが、これはまさに福沢のケースを救済する事項にあたるだろう。福沢の書は四種が出されたにすぎないが、同時期に出版された末広鉄腸の『一十三年未來記』の場合は、無版権であったこともあるが（福沢と同様同作品も最初は新聞『朝野新聞』に連載されたもの）、実にすさまじい様相を呈し、眞偽のほどはともかく一〇種以上もの翻刻本が世に出たといわれる。⁽¹⁶⁾

明治一九年当時、こうした新聞・雑誌に連載されたものには版権がないため、たとえその著作を単行書として版権を得て発行しても、他の者が無断で翻刻出版しても、それは新聞・雑誌の原文から編纂して図書としたものとみなされ、違法とはならなかつたのである。「版権条例」作成者側が、同条例第一五条にこの条項を盛り込んだのは、こうした現状を改めるためであつた。『大家論集』が出現する以前、こうした実情は「元來政府ハ出版を保護するの義務を有しながら、斯くの如き弊害あるを知りつつ、此の条例を改正せられざるハ如何なる故であるか」と新聞紙上で批判されていたのであり、また、福沢や末広といった著名人士の著作が前述の状況にさらされ

ていたことも、条例作成者側にまったく影響がなかつたとはいえないだろう。

さらに④は、有版権の雑誌からの無断転載（雑誌に限らないが）に損害賠償を認めている条項であるが、これと関連して、雑誌掲載の一論文に版権を認めたのか否かが研究者間（ごく少数だが）で疑問とされている。⁽¹⁹⁾確かに「版権条例」の条項ではその点が不明確である。ならば、条例施行以降この問題が、どのように運用されていたのかを見ていく必要があろう。

「版権条例」が施行されたのちの明治二四年二月に、東京地方裁判所はある版権侵害事件に対し、ひとつの宣告を言い渡している。『日本』『読売新聞』『東京朝日新聞』などに同宣告の結果が掲載されているが、もっとも詳しい『日本』の記事を以下に引いてみる。

少し長くなるが、途中略して写す。

●版権侵害事件の宣告 飯山正秀氏より教育報知（雑誌）編輯人明石健次郎（三十一）同印刷人兼発行人吉田正雄（三十）両氏に係る版権侵害事件は、昨日東京地方裁判所に於て被告健次郎は、香川県士族飯山正秀編集発行の学林第十号にある、山口小太郎翻訳に係る教育学元素⁽²⁰⁾ヘルベルト先生小伝と題する文章を、其版権所有者飯山正秀氏の承諾を経ず、教育報知に転載したる証憑充分なるを以て、版権条例第一条第二七条に依り罰金二十円に処す。（中略）又た同事件私訴は、原告か請求する損害金二百五十円は学林雑誌第十号の売れ残り総部数二千五百冊の代価なれども、其売れ残りたるは果して被告か偽版したる唯一の原因に出たりと見做し難きにより、到底適當の請求たるを

免れす。その金額は五十円を以て相当なりと認定するに依り、被告健次郎は私訴費用と共に該金額を弁償すべしと宣告せり。⁽²¹⁾

多くの説明を要さないと思うが、この宣告のように、版権取得した雑誌であれば、そのなかの一論文であっても無断転載すれば版権侵害と認められた。この事件の場合、雑誌『学林』は版権所有の雑誌であり、その中の一論文（ここでは翻訳だが）であっても間接的に権利が及ぶとされる。ただし、「版権条例」第七条四項の「数人ノ著作若ハ数人ノ講義、演説ヲ編集シタル文書図画ノ版権ハ編集者ニ属シ（以下略）」とあるように、版権の所有はその雑誌の編集者に帰属したから、出訴権は山口小太郎ではなく編集発行人である飯山正秀にあること言うまでもない（被害者の親告による・第二七条但書）。

これまで見てきたように、法令としては「版権条例」は実によく出来た条例といえるが（現在の著作者人格権も認めている）、それでも充分ではあり得なかった。『大家論集』などの無断転載雑誌の問題が浮上して物議を醸していた時期、条例はほぼ作成を終えていたのではないかと推測されるが、同条例作成のうえにおいて無断転載雑誌の問題は、ほとんど検討されることはなかつたのであろう。そのため、『国民之友』の投書者や記者が述べるように、学術雑誌に版権が認められて、政治・時事を掲載する雑誌が版権を得られないとは何ごとか、今後は政治雑誌に向かって剽窃が為されるのは明らかであろう、との批判があった。また、

近來府下の諸雑誌に掲ぐる論説を集めて一の雑誌と為し、極く低廉に之を売出し、非常の損害を諸雑誌社に及ぼし、為めに学

者仲間の注意を呼び起し、其の筋に向ふて保護を求めし人ありし由に聞けハ、今回条例の改正あるに際しては、定めて之に関し嚴重の取締りあるべしと思ひしに、實際其の事なきは吾輩の太だ遺憾とする所なり。⁽²³⁾

雑誌の実名こそ上げていないので、明らかに『大家論集』を指弾して遺憾の思いを吐露しているが、前にもふれたように、『大家論集』などの無断転載雑誌を禁じるのを目的として条例の制定作業がおこなわれたわけではなかつたら、こうした不満が出るのもけだし当然であった。

では、「版権条例」が施行された、以後、『大家論集』の編纂方法に変更がみられたであろうか。同誌は、無版権の雑誌から無断転載したり、公開の講演・演説を筆記したもの、あるいは一部有版権の学術雑誌からも、その雑誌が版権取得する以前の論説を転載するなどして、基本的な編纂手法に変化はない。ただし、次第に講演等の筆記の掲載が増加し、明治二三年一月『日本之教学』を吸収し、部門の新設など雑誌構成を改編し、号数を第二卷一号と改変した以後は、講演などを筆記したもの、他雑誌の許可を得たうえで転載したもの（例えば「東京学士会院ニ乞ウテ転載セシム」（第三卷四号）など）、新たに執筆を依頼した論文の掲載などから構成される。ちなみに述べておくと、博文館は明治二年四月はじめて保証金を納入して政治・時事を論じる雑誌『日本之時事』を発行するが、その創刊号に依頼して掲載した陸実（羯南）の論文「思想交通の方法」は、たちまち『知識之戰場』第六冊（明治二年五月）に無断掲載されるという皮肉な現象もおこつてゐる。こうしたことからも、

「版権条例」が施行されたことで、雑誌論説の無断転載ができなくなったわけではないことが了解されよう。

四、「版権法」における雑誌の権利拡張

明治二六年二月二四日に衆議院、貴族院において可決した「版権法」は、四月一三日法律第一六号として公布された。末松謙澄が明治二三年一二月に議員立法として提案してから約二年半の時日を費やした。

末松は帝国議会で同法案の提案理由を述べたなかで、興味深い発言をしている。「版権条例」作成時に言及しているので、少し長くなるが以下に引いておく。

元来版権条例ハ以前ハナカツタノデ、以前ハ出版条例ノ中ニ出版ノ事ノミガ極メテアリマシタ、然ルニ此法律ハ明治八年頃ニ出来タモノカト存ジマス、夫ヨリ明治十九年マデ修正ナク、其間文明ノ進歩ノ体面ヲ異ニシテ、以前ノ法律デハ時勢ニ適セナイ、其時出版条例、版権条例其他五条例ト唱ヘテ居リマシタガ、是等ハ主トシテ一丁度本員ガ官ニ居リマシタ訳デー本員ガ主トシテ調べテ、其筋ニ出シテ法律ニ為ツタ所以デゴザイマス、其際余程緻密ニ意ハ加ヘタ積デゴザイマシタガ、其後実驗シテ本員カ在官中氣付イタコトモゴザイマス、其後聞合セタコトモゴザイマス、夫カラ取捨シテ爰ニ加ヘタノデゴザイマス。⁽²⁴⁾

末松の発言にあるように、緻密に検討を加えたつもりであつた「版権条例」であったが、いくつか不備を自覚し、また指摘も受け

たのである。そのためもあってか、議会開会早々自ら提案者となつて、新たに修正を加えた法案を提出したのである。

では、新たに公布された「版権法」では、雑誌に関する点はどのように変更がおこなわれたのであるか。主要な変更点は三点ある。

①第二条、「出版ニヨリテ文書図画ヲ出版スル者及出版法又ハ新聞紙法ニ依リ雑誌ヲ発行スル者ハ總テ此ノ法律ニヨリ其ノ版権ノ保護ヲ受クルコトヲ得」がそれである。明治二〇年の「版権条例」第二条では、「出版条例ニ依リ文書図画ヲ出版スル者」だけが版権の保護を受けられるとしていたのが（当然「出版条例」で発行する学術・技芸の雑誌も含む）、「出版法又ハ新聞紙法ニ依リ雑誌ヲ発行スル者」と改正された。つまり、「出版法」に依り発行する学術・技芸に関する雑誌のほか、「新聞紙法」によって発行する政治・時事を掲載する雑誌にも版権取得の道が開かれたのである。

②第一五条であるが、まず冒頭「新聞紙ニ於テ」と改まった。すべての雑誌が版権取得が可能となつたためによる改変である。次に二号以上にわたらぬ新聞の論説、記事も、「禁転載」と明示すれば、二年内に転載する場合は編集者の許諾を必要とした。その次に重要な文言がある。「刊行ノ月ヨリ一年内ニ之ヲ他ノ新聞紙若ハ雑誌ニ転載シ又ハ之ヲ編纂シテ出版スルコトヲ得ス」。二年間との期限付ながら、新聞から無断で雑誌等に転載することが禁じられた。この①と②の改正によつて、『大家論集』をはじめとする無断転載雑誌は、従来の編纂手法の息の根を止められることになる。もつとも、「版権法」施行以前に『大家論集』はその編纂手法を改めていたこと、前述した通りである。

③第七条中に、ある一項が付け加えられた。「但シ公開ノ席ニ於テ為シタル演説ヲ筆記シテ出版スルモノハ版権侵害ト認ムルノ限り在ラス」が、それである。講義又は演説を筆記したもののが版権は講義者、演説者に属す、としたあとに但書を挿入した。つまり、公開での演説を筆記して図書あるいは雑誌に掲載することを認めたものである。この但書の部分は、明治二十四年提出の法案には記載されていなかつたものであるが、二五年五月一三日の審議（第一読会）に提出された法案では、公布されたものと少々異なるが、この部分が追加された。それは次のようなものである。

但公開ノ席ニ於テ為シタル演説若クハ講義ヲ、新聞若クハ雑誌ノ通信者ニ於テ筆記シ、其新聞若クハ雑誌ニ記載シタルモノニ関シテハ、之ヲ版権侵害ト認ムルノ限りニアラス。⁽²⁶⁾

これに対し同月二七日の（第二読会）では、黒田綱彦議員から修正案が提出され、何も公開の演説等を筆記するのに、その筆記者を狭く新聞・雑誌の通信者に限る必要はないとするもので、これに対して提案者の末松は、公開の演説・講義を誰でもが筆記して出版するのを「実ニ乱雜ニナッテ講義者演説者ガ大ニ迷惑ヲ感ズル」、それは「兎角誤ツタ説ヲ伝ヘ疎漏杜撰ナコトガ多イ」からだと弁明するが、黒田修正案には山田泰造議員の賛成意見もあり、結局、採決で修正案が通つたのである。さらに小部分の修正がなされて公布の文言となつたものである。

「版権法」では、以上のように雑誌の権利が拡張したため、「新聞紙条例」によって発行した博文館『日清戦争実記』のような雑誌にも、紙上に「版権所有」の文字が印刷されることとなる。

最後に、「版権法」施行下でおこった博文館『大家論集』の無断転載をめぐる小さな事件についても述べておこう。ここでいう事件とは、明治二六年一月二六日国家学会でおこなわれた近衛篤麿の講演「華族論」(『国家学会雑誌』に翌年一月掲載)を、翌年の二月、三月の『大家論集』(第六巻一号、三号)が無断転載したとして國家学会が抗議し、やがて訴訟に至るが、博文館側が数度交渉を重ねて、謝罪文を『国家学会雑誌』『大家論集』両誌上に掲載することで決着したものである。この事件は、明らかに『大家論集』側に違法な点があった。それは『国家学会雑誌』が版権を所有している雑誌であったからで、したがって博文館は「版権所有」の雑誌から論文を無断転載したことになり、国家学会側も確たる根拠があったからこそ提訴に及んだのである。博文館側の姑息かつ拙劣な対応については、『国家学会雑誌』に暴露されている。そのためもあつたのであろう、博文館側は幹部の坪谷善四郎が奔走して、近衛から穩便な処置を望む添え書きを書いてもらい、種々和解に向けて行動している事実があり、それによつても博文館側の非は明らかである。

明治二三年以後、それまでの編纂手法をやめていた『大家論集』が、なぜ「華族論」を無断転載したかについては不明というしかない。ただし、この事件があつたために、博文館の『大家論集』は廃刊にいたるまで無断転載を続けていたとし、同誌の廃刊、雑誌『太陽』の創刊をもこの事件が原因であつたとする論稿もあるが、それはあまりに短絡・無稽に過ぎると言わなければならない。

注

- (1) 明治一八年五月二三日に内務省は、ある新聞が、他の新聞の掲載した論説を一〇日以内に転載するときは、原新聞の持ち主または社主の承諾を得なければならないとする達を出した(「新聞紙ニ他ノ新聞紙ノ論説ヲ転載スル者ノ取扱手続」内務省達甲第一七号)。これは新聞に版権を与えたというのとは異なり、無断掲載の一部制限といえよう。
- (2) 『出版月評』第三号(月評社、明治二〇年一〇月)三四頁。
- (3) 大家重夫「版権条例、版権法から著作権法へ」『知的財産法の系譜』(青林書院、平成一四年八月)四二四頁。
- (4) 原秀成「雑誌の法と博文館—整えられる近代」『日本研究』第二三集(国際日本文化研究センター、平成一三年三月)一五一頁。
- (5) 『明治前期書目集成』第七分冊(明治文献、昭和四八年五月)一七八頁。
- (6) 『法規分類大全 第一編一一・文書門一』(内閣記録局、明治二四年四月)三六二一三六三頁。
- (7) 『学藝叢談』は二号分(三篇と四篇、同誌は篇を使用)まとめて版権を取得している。
- (8) これら的事情については、甘露純規「明治一〇年代における新聞からの転載—『東京絵入新聞』『籬の菊』を中心に」『名古屋近代文学研究』第一八号(名古屋近代文学研究会、平成一二年二月)に詳しい。
- (9) 当時長岡で書店経営に従事していた大橋新太郎は、洋装本や翻訳書のほか多くの雑誌を仕入れ販売していた(父・佐平が発行する『越佐新聞』に入荷書籍・雑誌が広告されている)。『集合新誌』のほか、毎日新聞記事をダイジェストしたものを集めて掲載する『政事月報』や『万報一覧』なども扱っている。こうした雑誌群からのちの『大家論集』が発想されたものと推測される。
- (10) 賛育社は、明治一九年一二月『学藝雑誌』第一〇号で休刊、同誌を学芸雑誌社に譲渡。同社は『学藝雑誌』第一号を明治二〇年三月続刊、翌々月五月に『内外学藝』と改題し発行するが、同年七月もとの

贊育社刊行の『教育雑誌』に合併された。

(11) 『知識之戦場』第一冊(贊育社、明治二〇年一二月)二頁。

(12) こうした記述の元凶は、伊藤信男『著作権事件一〇〇話—側面より見た著作権発達史』(著作権資料協会、昭和五一年二月)の次の二節であろう。「本書の出現は、『著作権擁護運動の機運を起した。』とか、明治二十年の版権条例はこの種出版を根絶するために制定されたとかいわれているところをみると、案外合法的と考えられていたのかとも思われるのですが、そうであるとすれば、『日本大家論集』は、きわめて巧みに法律の虚を突いたことになりました。」といわれるのは、これらの規定(「版権条例」のこと—引用者注)を指すものと思われます」(二九頁)、「雑誌の記事も無断で転載出来ないことになった。」といわれるのは、これら(四〇頁)。また、同『著作権一〇〇史年表』(文化庁、昭和四四年一二月)の明治二〇年の項にも、「版権条例によつて学術雑誌の登録を許すことになったのは、博文館が『日本大家論集』に引続いて『日本の女学』『日本の数学』〔教学の誤記〕など、他社雑誌の論説を無断で転載して発行したので、各雑誌社が内務省に制裁規定を設けることを迫つたためといわれる」との記述がある。

これらの記述に依拠して書かれたと思われる『著作権法百年史』(著作権情報センター、平成一二年三月)は、「新聞・雑誌に掲載された記事、論文についても版権の保護が受けられるようになつた」(七一页一七二頁)と記載したため、吉村保「文化庁発行『著作権百年史』のなかの疑問の幾つか」『J U C C 通信』第八八号(日本ユニ著作権センター、平成一四年五月)中、「その2」で疑義を呈せられている。ただし、吉村論稿の「版権条例」第一五条についての部分には誤解がある。また、前掲大家重夫論稿でも批判的言及がある。

(13) 『六合雑誌』第九〇号、表一の記載による。

(14) 谷井精之助「近代出版側面史」『日本近代文学大事典』第六卷(講談社、昭和五三年三月)で、この条項について「現在では少し奇異に感じられる規定であるが、当時はどうであったのであらうか」と疑問

を呈しているのはもともである。

(15) 全集解説に依拠したと思われる慶應義塾大学図書館の〈デジタルで

読む福沢諭吉〉の解説にも、「明治初期の福沢の著書には偽版がすこぶる多かつたが、明治十五年時事新報刊行以後には殆んど偽版の例をみることがなくなった。然るにこの「男女交際論」には、題名が時好に投じたためか、明治十九年九月に大阪で偽版が作られた」とある。
(http://project.lib.keio.ac.jp/dg_kul/fukuzawa_title.php?id=108)

一〇〇八年二月一〇日確認。

(16) 『朝野新聞』明治二一年一月七日社説「五種の条例 第五版権(前号の続)」。

(17) これについては、谷川恵一「翻刻の領野—末広鉄腸『二十三年未来記』」国文学研究資料館編『明治の出版文化』(臨川書店、平成一四年三月)に詳しい。

(18) 「出版の不安全」『朝野新聞』明治二〇年七月一二日。

(19) この点について、吉村保「雑誌版権の新事実—明治二〇年版権条例」『J U C C 通信』第九二号(日本ユニ著作権センター、平成一四年一〇月)では、「ただし、雑誌版権を登録により保護が個々の雑誌掲載著作物にまで及んでいたかどうかは不明である」(一〇頁)と述べ、

また前掲大家重夫「版権条例、版権法から著作権法へ」には、「版権条例は、新聞紙雑誌掲載の論文記事に『版権』を認めていない。あるとすればその際の登録方法の規定が必要であろう」(四三〇頁)としている。さらに前掲原秀成「雑誌の法と博文館—整えられる近代」は、出版条例で出版を許可された雑誌で、版権登録を認められれば版権を取得できるようになった、としたうえで、「これにともない、当然、雑誌の記事の版権も保護されたかのように、思われるかも知れない。しかしひとつつの論文あるいは記事の版権が保護されるのかは、必ずしも明確にされなかつた」(一五七頁)とし、別の箇所では「明白に雑誌の編集者が版権侵害だといえたのは、その一号がまるごと複製された場合、あるいは半分以上が複製された場合だといえる」(一六

○頁)としているが、ひとつ論文でも版権侵害を問えたことは本文に示す通りである。

(20) 『日本』明治二四年二月五日。

(21) 本郷の一書生「版権及出版条例の改正を望む」『国民之友』第二卷一八号(民友社、明治二年三月)一一〇一一一〇二頁。

(22) 「新聞及び出版条例の改正を望む」『国民之友』第二卷一〇号(民友社、明治二年四月)一九〇一—一九一頁。

(23) 注(16)と同じ。

(24) 『帝国議会衆議院議事速記録』三(東京大学出版会、昭和五十四年五月)四〇一四一頁。

(25) 「版権法」と同時期に新聞紙法案も議会で審議されていたため、それが公布されることを織り込んで法律の条項に「新聞紙法」と記載してしまったものと思われるが、同法案は可決されず、「新聞紙法」として公布されたのは明治四二年五月である。

(26) 前掲大家重夫「版権条例、版権法から著作権法へ」では、「出版条例」の第二条と「出版法」の第二条とを比較して、「これにより特に政治上の雑誌に版権が与えられたとも思えない。また他に政治雑誌を区別した条文もない」(四四〇頁)とするが、誤解である。

(27) 『帝国議会衆議院議事速記録』四(東京大学出版会、昭和五十四年六月)九一頁。

(28) 注(27)と同じ(二三三九頁)。

(29) 新潟県加茂市立図書館蔵の坪谷善四郎の明治二七年日記に拠ると、四月一五日から五月一日までの間、坪谷は近衛およびその周辺の人物や国家学会側幹部などの間を奔走し、直接近衛に穏便な処置を望む書状を懇望し入手している。

(30) 原秀成「近代の法とメディアー博文館が手本にした一九世紀の歐米」鈴木貞美編『雑誌「太陽」と国民文化の形成』(思文閣出版、平成一三年七月)。同論稿への筆者の批判は、『日本研究』第二七号(国際日本文化研究センター、平成一五年三月)に掲載。